

## 告 示

### 埼玉県告示第九百八十五号

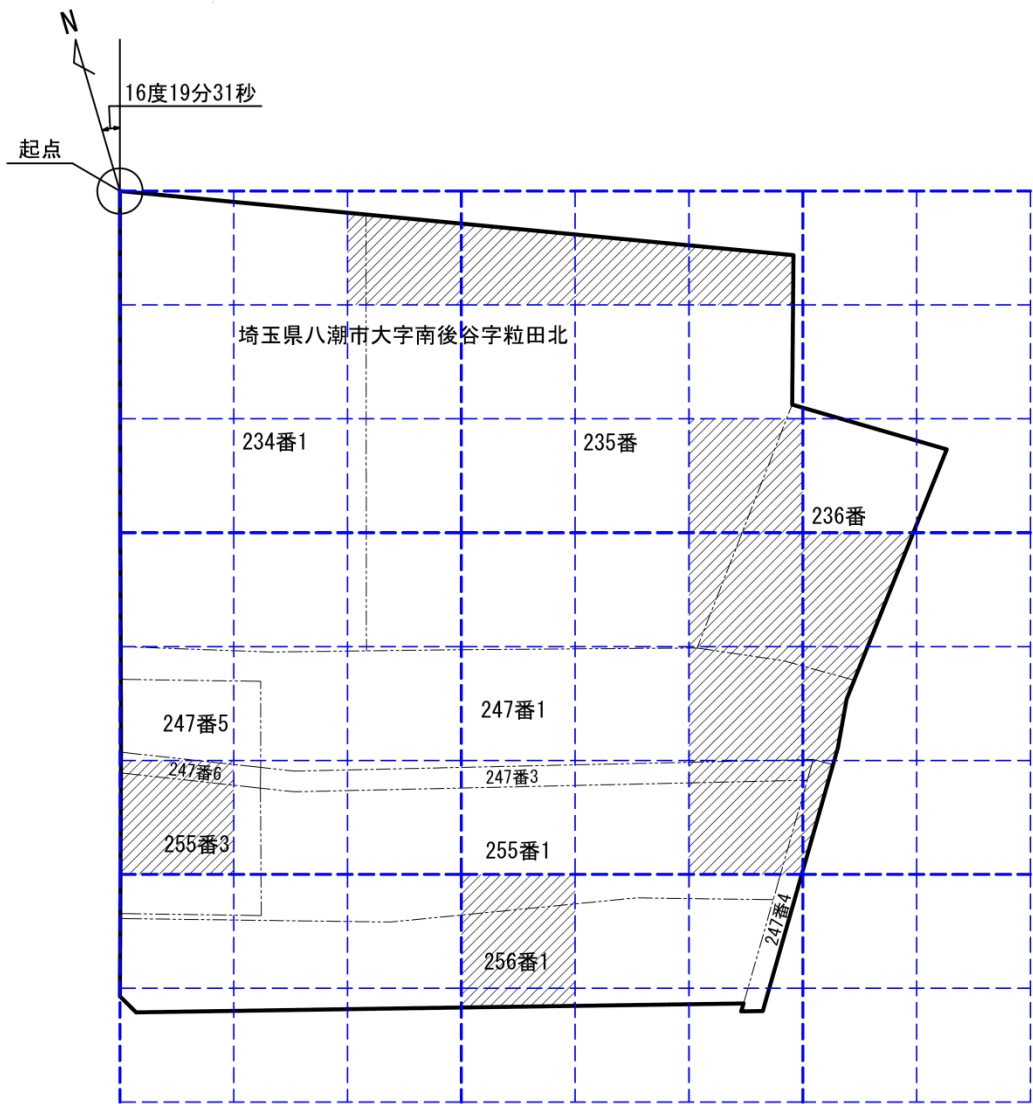
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年埼玉県告示第六百六十四号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成三十年九月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県八潮市大字南後谷字粒田北二百三十四番一の一部、二百三十五番の一部、二百三十六番の一部、二百四十七番一の一部、二百四十七番三の一部、二百四十七番四の一部、二百四十七番五の一部、二百四十七番六の一部、二百五十五番一の一部、二百五十五番三の一部及び二百五十六番一の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壤の掘削による除去

別図



【凡 例】

- 単位区画
- - - 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域の指定を解除する区画

【起 点】

起点は、埼玉県八潮市大字南後谷字粒田北234番1の最北端とする。

【格子の回転角度 16度19分31秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。